

<物 件>

車載用無線機ほか1件 仕様書

1	物件名称	車載用無線機ほか1件
2	品質・形状・寸法又は型式	別紙特記仕様書のとおり ※別紙特記仕様書で指定した物品の同等品を納品しようとするときは、質問書送付マニュアルに沿って、下記の項目を明示した質問書を作成し、質問書締切日時までに電子入札システムで送付して承認を得ること。承認されない場合は、指定物品以外での納品はできない。 * 当該物品の製造(販売)元及び品番 * 当該物品のカタログ等の写し(仕様が明示された箇所のみ)
3	グリーン物品の指定	指定しない
4	数 量 (単価契約の場合は予定数量)	(1)車載用無線機 3台 (納入する機種は3台とも同一機種とする) (2)携帯用無線機 2台 (納入する機種は2台とも同一機種とする)
5	納入期限	平成31年 1月31日(木)
6	納入場所	横須賀市西逸見町2丁目10番地 逸見総合管理センター
7	特記事項	既設無線機5台の撤去、引取り及び新設無線機の取付け、官庁への届出等、当該製品が使用可能となるまでの一連の作業を含む。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市上下水道局 技術部浄水課 上林智徳 電話 046-823-0604 FAX 046-822-7894

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

## 購入物件内訳書

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	数 量	単 価(円)	金 額(円)
1	車載用無線機	特記仕様書のとおり	無	台	3		
2	携帯用無線機	特記仕様書のとおり	無	台	2		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

## 車載用無線機ほか1件 特記仕様書

- 1 購入機器及び数量
  - (1) 車載用無線機 (25W) 3台 (車両への取付を含む)
  - (2) 携帯用無線機 (10W) 2台 (可搬式への改造を含む)
  
- 2 納入場所 (車両場所)

横須賀市西逸見町2丁目10番地 (逸見総合管理センター)
  
- 3 購入機器仕様
  - (1) 車載用無線機 (車両への取付を含む)
    - ア 周波数 150MHz 帯
    - イ 送信出力 25W
    - ウ モトローラ製 XiR M6660 又は同等品
  - (2) 携帯用無線機 (可搬式への改造を含む)
    - ア 周波数 150MHz 帯
    - イ 送信出力 10W
    - ウ モトローラ製 XiR M6660 又は同等品
    - エ 可搬式で商用 (AC100V)、車両 (DC12V) 及び内蔵電池 (DC12V) の3電源方式とする。
    - オ 充電しながらの運用が可能とする。
    - カ 電池容量は 7.2Ah 程度とする。
  
- 4 購入機器構成
  - (1) 車載用無線機 (25W)
    - ア 本体
    - イ スピーカマイク
    - ウ 空中線及び給電線 (コネクタを含む)
    - エ 電源ケーブル
    - オ 本体取付金具
    - カ その他標準付属品等
  - (2) 携帯用無線機 (10W)
    - ア 本体 (スピーカマイク、アンテナ付き)
    - イ 可搬ケース (肩掛けベルト付き)
    - ウ 蓄電池
    - エ ACアダプター
    - オ シガープラグ接続ケーブル
    - カ その他標準付属品等
  
- 5 無線機の呼び出し名称
  - (1) 車載用無線機 (25W)
    - ア よこすかすいどう 9
    - イ よこすかすいどう 13
    - ウ よこすかすいどう 20
  - (2) 携帯用無線機 (10W)
    - ア よこすかすいどう 122
    - イ よこすかすいどう 123

6 取付・撤去

- (1) 既設車載用無線機 3 台を撤去すること。
- (2) 新設車載用無線機 3 台を取付けること。

7 撤去品

- (1) 既設車載用無線機 (25W、日立国際電気製 EMM-25MR/AVWT) 3 台
- (2) 既設携帯用無線機 (10W、日本無線製 JHR-292) 2 台
- (3) その他撤去品及び発生品 1 式
- (4) 撤去品は請負者が引き取り、適正に処分すること。

8 官庁手続

本無線装置の運用開始に至るまでの免許申請 (届出) 等、一切の官庁手続きを請負者の負担と責任において行うこととし、申請 (届出) 書副本の返却後すみやかに当局に提出すること。また、型式検定品でない無線装置については、技術基準適合証明を取得すること。

9 保証期間

本無線装置の運用開始から 1 年間とする。この間に製造上の欠陥等により不具合または故障が発生した場合、請負者は速やかに同等品と交換または無償修理を行うこと。

10 提出書類

- (1) 関東総合通信局への各種申請 (届出) 書副本 1 部
- (2) 無線装置試験成績書 1 部
- (3) 取扱説明書 1 部 (各無線機)

以上